

住宅リフォームトラブル 次々工事提案、膨らむ金額

猛暑、台風、地震、豪雨、豪雪…。最近は住宅にとっても過酷な天候が続きます。住宅の手入れも自分で行うには、限界があります。そんな時、業者から、「雨どいの清掃をしますよ。3千円で」とか、「無料で住宅点検をしますよ」などと言われると、つついお願いしたくなります。けれども、その点検がトラブルのもと。以下のような相談がセンターに寄せられています。

▼高齢で一人暮らしの父親の自宅にリフォーム業者が訪れ、ドアと雨どいの塗装工事を契約させ、書面などを交わすことなく翌日工事を行った。代金3万5千円はその場で支払い、その後、雨漏りの心配があると言われ、言い値で屋根修理の契約をした。必要ないと思われるが解約できるか（40代 男性）

▼電話勧誘で雨どいの掃除を了承し、2,980円を支払った。その時、しっくいと鬼瓦のリフォームを勧められて30万円支払ったが、やっぱり高額なので解約したい。（70代 男性）

▼久しぶりに実家に帰ると、高齢の両親が不審なリフォーム工事をしていた。2年間で外壁の塗装、瓦屋根のふき替え工事などを行っている。今後の勧誘は断り、不必要な工事は解約したい。（40代 女性）

住宅のリフォームは、費用が数十万～数百万円になることもあります。契約前に、次の3点に気をつけましょう。

- ①見積もりを複数の事業者から取る
- ②見積もり内容を比較する
- ③わからない点などを事業者に問い合わせる。

また、「火災保険で、家のリフォームができます」「保険の範囲内で修理するから自己負担はない」と言って、無料を強調して勧誘してくることもあります。そういった勧誘を受けた場合は、ご自身の保険の補償内容をあらかじめ確認するとともに保険会社にも相談してから、契約しましょう。

ご心配な時は、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話０５８－２７７－１００３です。

（開設時間：平日８：３０～１７：００）

土曜日は電話相談（９：００～１７：００）のみ受付

消費者ホットライン １８８（いやや）

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ ０５７０－０６４－３７０も引き続きお使いいただけます。

H 2 7 . 9 . 2 4 岐阜新聞